

令和7年度沖縄県障害者自立支援協議会 議事要旨

開催日時：令和8年1月22日（木）14：30～16：45

開催方法：Zoomを使用したハイブリッド形式

場 所：沖縄県県議会棟4階執行部職員控室

出席者：敬称略

（議事進行）沖縄県生活福祉部長 北島 智子（沖縄県障害者自立支援協議会運営要綱第7条）

（事務局）沖縄県生活福祉部障害福祉課

（委員）(1)相談支援事業者（伊波 剛、玉那覇 奈々）

(2)障害福祉サービス事業者（小浜 ゆかり）

(3)保健・医療関係者（山城 涼子）

(4)教育・雇用関係機関

（下地 直子(上運天滋 代理) (Zoom)、赤嶺 信吾、中島 純一、知花 えりか）

(5)障害者関係団体の代表者（増山 幸司、島 粒希）

(6)障害者及びその家族（東金城 彰一、蔡 杼帆（ツアイ スファン））

(7)市町村（仲村 祐歌、吉永 みゆき）

(8)その他生活福祉部長が必要と認める者（安村 勤、津波古 悟、溝口 哲哉）

※欠席委員（勝連 啓介、島村 聡）

（傍聴者）会場参加 南部圏域コラボレーター、南部圏域推進員、
南部福祉事務所

Zoom 参加

(1)宜野湾市、南城市、うるま市、与那原町、石垣市、伊平屋村、沖縄市、北中城村

(2)北部福祉事務所、中部福祉事務所、宮古福祉事務所、八重山福祉事務所

(3)北部圏域推進員

会 次 第

1. 開会のあいさつ（沖縄県生活福祉部長）

2. 報告事項

(1) 活動報告（36分）各部会6分

ア 圏域自立支援連絡会議活動報告（書面報告）

イ 県部会活動報告

ウ 令和8年度県部会活動計画案（書面報告）

(2) 県の相談支援体制整備に係る現状報告（10分）

3. 意見交換

(1)報告事項に係る意見交換（50分）

(2)その他（10分）

4. 閉会のあいさつ（4分）

【配布資料】

1. 会議資料

2. 参考資料

【議事内容】

1. 報告事項

(1) 活動報告

ア 圏域自立支援連絡会議活動報告（会議資料p8～p42 参照 書面報告）

イ 県部会活動報告

①相談支援・人材育成部会（会議資料p44P～p54）

相談支援・人材育成部会長の津波古氏からケアマネワーキングにおける基幹相談支援センター設置促進に向けた活動内容を中心に報告を行う。

②療育・教育部会（会議資料p55～p56）

療育・教育部会長の小浜氏から児童発達支援センター設置促進に向けた活動、強度行動障害の研修に係る協議、「新サポートノートえいびる」英語版の作成等の活動内容の報告を行う。

③医療的ケア児支援部会（会議資料p57～p61）

医療的ケア児支援部会長の小浜氏から沖縄県医療的ケア児支援センターにおける看護師配置及び医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施、支援ガイドブック作成に向けた取組、ショートステイに係る課題解決に向けた協議等の活動内容の報告を行う。

④就労支援部会（会議資料p62～p69）

就労支援部会長の溝口氏から就労支援ワーキングの活動内容を中心に、市町村の就労支援を協議する場の設置促進に向けた活動、就労選択支援事業に係る説明会及びアンケート実施等の活動報告を行う。

⑤権利擁護部会（会議資料p70～p77）

権利擁護部会（部会長の島村氏が欠席のため県担当者から説明）から共生社会条例見直しに向けたアンケート実施等についての活動報告を行う。

⑥住まい・地域支援部会（会議資料p78～p80）

住まい・地域支援部会長の安村氏から「地域移行支援地域定着支援のためのハンドブック」に係る取組、居住確保に係る課題の共有等を中心とした報告を行う。

ウ 令和8年度県部会活動計画案（会議資料p81～p85 参照 書面報告）

(2) 県の相談支援体制整備に係る現状報告

県担当者から沖縄県の圏域アドバイザー等による相談支援体制整備に係る現状報告を行う。沖縄県では県全体の本会議に加え、各福祉事務所に圏域自立支援連絡会議を設置。圏域アドバイザーは本会議における各部会及びワーキング並びに各圏域自立支援連絡会議の活動の中心的な役割を担っている。

全国的に派遣型のアドバイザーが多い中、沖縄県では圏域単位での配置型とし、通年をとおして各市町村に対して協議会活性化や相談支援体制整備の助言・調整を実施していることや、アドバイザーの他に次期アドバイザー候補のコラボレーターや福祉事務所の業務の補助等を行う圏域体制推進員を配置するなど手厚い体制をとっており、圏域単位での活動が活発に展開されていることが全国的にも評価され、厚生労働省が開催する全国ブロック会議において沖縄県の取組が好事例として報告された。

2. 意見交換

(1) 報告事項に係る意見交換

（伊波剛委員）

11P④の下段の方、令和6年10月の北部圏域内における事業所の倒産に伴って、計画相談の利用者170名が待機状態となる事態が発生した。それに合わせて、昨年度県の協議会の委員から、リスクヘッジ、要は相談者専門員1人当たりの担当件数の適正化が必要ではないか、事業所にだいたい偏りがあったのではないかとのご意見をいただくことを踏まえ、今年度、北部圏内で実態把握を目的としたアンケートを実施した。その結果を北部管内の各市町村と共有し、今後の相談支援の体制整備を進めているところ。

もう一点、25P下段の方、北部圏域では医療的ケアが必要な方の受け入れ事業所のほとんどが名護市内に集中しており、北部全域をカバーしていることから、他の圏域に比べて送迎の距離が極めて長く、事業所の大きな負担となっている。看護師の同乗も不可欠となっているが、現状では加算等はなく結果的に事業所の持ち出しという状況になっている。それに加えて人手不足や設備のコストがあり受け入れが難しい状況になる危機感を持っている。医療的ケアが必要な方々が、成人後も住み慣れた地域で生活し続け

るために、今の体制を維持することが不可欠で、ぜひ県と連携して解決に向けた具体的な協議をさせていただきたい。

(事務局・名嘉班長)

今、お話をいただいている内容に関しては、以前からご意見を賜っているところでもあり、今後また事務局として整理を図って、県としてどういうふうに対応していくかということを考えていきたい。

(玉那覇奈々委員)

資料の方、13P、今年度の中部圏域の主な取り組みとして、基幹相談支援センター未設置の町村が4つあったので、その体制整備と今年度立ち上げたばかりの市町村の体制づくり、フォローを行った。各市町村において、複数相談支援事業所の協働体制づくりが推進されているとあるが、ひとり計画相談支援事業所の数が多くあり、支援の中での抱え込みや、質の低下などが叫ばれている。その中で、協働体制づくりをすることで、相談員一人一人の質の向上、また経営面も含めた体制づくりについて、各圏域や各市町村、活発な協議がなされ、特に中部は進められている。

提案事項「基地内に通う生徒の放課後等デイサービスの利用について」基地内の学校は、日本の学校教育法の対象から外れてしまい放課後等デイサービスではなく、児童発達支援の対象になっている。そのため受け入れできる事業所の数が少ないことや十分な療育プログラムが提供できていないという課題がある。今後、圏域でも協議を重ねていくが、県全体の課題でもあると思うので、一緒に考えていく機会があればと思っている。

また中部圏域の療育教育部会では、医療的ケアのコーディネーター連絡会、保育所等訪問支援連絡会、就労選択支援に係る研修会や、児童とのタイアップ研修、住まいの場では、グループホーム管理者、サービス管理責任者を対象に研修を行い、令和7年度から義務化されている地域連携推進会議なども情報交換しながら、質の向上、人材育成の方に努めている。

(山城涼子委員)

資料の78P、住まい地域支援部会の取組報告、令和6年度にコーディネーターとコーディネーター事務局の方が中心となってハンドブックを作成し令和7年度はその活用方法について検証をしている。南部圏域の部会における周知や精神科病院の医療相談室長会での案内をとおして周知が進んでいるような感触を受けている。南部圏域の住まい部会の構成員から支援者向けに作ったものではあるが、当事者本人やご家族にこのハンドブックを見せることで、本人から「支えるチームがあるなら自分も家から出て自立しようかな」とか、ご家族も「こういうサポートがあるなら巣立たせてもいいな」という思いを引き出したという報告を受けた。

アドバイザーの配置による協議会の活性化が先駆的で、皆さんで地域を作っていくという形が全国的に評価されているというのは、とても素晴らしいことだと感じた。沖縄県がこのような体制をとって、これが定着していることで、コーディネーター事業の目的である医療と福祉の連携体制整備というものが非常にやりやすいことを実感している。例えばコーディネーターが市町村にアドバイザーと一緒に向くことで、コーディネーターも非常に心強く訪問することができ、最近は基幹相談の方から精神科病院や保健所との連携が必要な事例検討の依頼も入ってきている。アドバイザーの協力を得ながら事業を進めたことで、「事例提供者が元気になる」「支援者の雰囲気が変わってきた」「協力していこうという気運が高まっている」という具体的な変化の感想も基幹相談の方や他の参加者からいただいている。

(下地直子委員)

特別支援学校の体制の中では、地域の相談支援部会、圏域の自立支援連絡会の中での各市町村への職員の派遣を行っている。就労であったり、相談事業であったり、いろんな分野で職員の専門性を発揮していただいて、地域と一緒に学校を考えるということの取り組みに協力をさせていただいている。今後も、今日いろんな報告を受けたので、各特別支援学校にこの資料を持ち帰って、各校長先生方と共有しながら、地域と協力しながら、地域で過ごす子どもたちと保護者の皆さんを支えていきたいと考えている。

(赤嶺信吾委員)

全国的に特別支援教育を受ける児童生徒が増加している中で、本県においても同様に増加しているという状況がある。特別支援教育を担当する本課としては、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を推進するために、特別支援教育を担う教員の専門性向上を図るための研修を行っている。

南部圏域の課題にあった医療的ケアの看護師不足についてですが、現在、特別支援学校では 12 校に 53 名の看護師を配置しており、しっかり配置できているところではあるが、年々、医療的ケア児が増加しており、看護師の確保は、毎年の悩みになっている。市町村立の小中学校においても、医療的ケア児が増えてきている。看護師の配置については各市町村の教育委員会の対応になるが、看護師がなかなか探せないという声も耳にしている。学校看護師は、病院で働く看護師と違って、学校で勤務するという点で、いろんなプレッシャーを感じている。また、医者がいない中、医師の指示書のもとケアをしている。保護者等の関係性としては近いが、保護者から、看護師として資格を持っているから、何でも医療行為ができるとの勘違いがあり、難しいところがあることから、本課としては、リーフレットを作成して周知を図っているところである。

就労支援部会の方からあった就労選択支援について、特別支援学校の高等部の生徒が、就労継続支援事業所への進路選択が望ましいと思われる生徒のスムーズな移行ができることは、大変歓迎する一方で、特別支援学校の方では、学校側が主体となってアセスメントを求められたりすると、業務が増加するのではないかと懸念もされているところである。教員の働き方改革が進む中、進路指導の中心的役割を担っている担当者も少人数で対応している状況もあり、その担当者は生徒一人一人のニーズに応じた進路決定ということを求められており、業務の負担が大変厳しいという状況もある。

事業所等との連携に関してですが、特別支援学校を卒業する生徒の就労先等への引き継ぎについては、特別支援学校が作成する個別の移行支援計画を活用しており、それを福祉側が作成するサービス等利用計画に十分共有されないと、生徒の進路選択や就労支援が効果的に機能しないというふうに考えているので、今後は各学校に対して、教育と福祉が綿密に連携していくように周知を図っていきたい。

権利擁護部会のアンケートについて、10 代の方々からの意見が今少ないというお話もあったので、全ての県立学校に周知を図っているところである。

(中島純一委員)

障害者雇用促進法においては、雇用の質の維持ということが言われており、沖縄県は、基本的に 4 年連続全国 1 位の雇用率ということで、昨年も 3.27 という数字がある。雇用の質の維持が非常に重要ということで、昨年から私も沖縄障害者就業センターは南部に位置しているが、八重山、宮古、北部地域について、オンラインや出張も含めて、空白地帯ができないように、就業生活支援センターさんと連携を密に行っているところ。

全国的に見ると、大都市圏で移行支援事業所は増加傾向にあるが、沖縄県のような中規模の人口では、就労移行支援事業所が減少傾向ということがある。平成 30 年で 90 カ所移行支援があったのが、令和 7 年 2 月で 58 カ所。B 型が平成 30 年に 289 カ所あったのが、令和 7 年 2 月 1 日現在で 374 カ所ということで移行が減り、B 型が 100 前後増えているという現状がある。A 型の報酬改定が厳しいということもあり、居場所的なところをご利用される方から就労移行のところを担う、そういった場として、ステップとして活用されるようなところで、B 型が沖縄県の特徴としては、かなり大きな、幅広い役割を担っているという現状が言えるのではないかなと思う。

私もとしては、直接、障害のある方、事業主への支援を展開しながら、関係機関の支援業務というのが法的に位置づけられており、助言援助業務と人材育成の機能も今後強化をしていく形になっている。

特に就労移行支援事業所、他県ですと非常にグループワークとか講習とか自己理解や障害特性の自己理解への支援が作業の支援とバランスよく展開されて、2 年間で就労の現場に出されていくが、なかなかそのこまめな講座だとか、グループワークみたいなところが、作業の支援がメインになっていて、自己理解支援の核のところ、本県の中では少し各移行支援事業所を見ても、体制の問題等々から展開されていないのではないかなという危惧があります。移行が減っているということは、経営等々で非常に管理責任者の方も苦勞している現状があると思うので、そういった経営環境や人材育成、助言等々を移行支援事業所の方々に提供していきたいと思っている。

あとは、民間に比べて少し公的部門での雇用率が低い影響がありまして、これもハローワークが労働局と一生懸命進めておりますけれども、さらに進めていかなければいけないのと、先ほど赤嶺委員からご指摘のあった特別支援学校の卒業生の進路指導について、県内全域、かなり様々なトーンで色合いが異なるというような現状があるかなと思う。各圏域の中の就業生活支援センターと特別支援学校との連携がそれぞれの色合いで、いい協力体制ができているんじゃないかなと思っている。ただ、中・南部圏域について言うと、基本的に全国的に 3 年間で修了、卒業生については学校側がフォローするというよ

うなことがあり、なかなか登録をするということが、就業生活支援センターにかなり偏って登録をしている現状があり、厚労省の就業生活支援センターの規定としては、基幹型とあって、圏域内の旗振り役をしなければいけなくて、特別支援学校の卒業生の方々への支援に、これまで以上になかなか傾注できないというような現状がある。そういった推移も見守りつつ、特別支援学校の進路指導の先生方が苦勞しないように就労支援についての疑問や企業への開拓が必要であれば、私どものセンターからも情報提供していきたいと思っている。

今お話しさせていただいた移行、A型、B型、これの増減の要因を、障害福祉課、県としてどう捉えているか、この場でなくてもいいですので、ご意見、県としての分析を伺いたいと思っております。

(事務局・名嘉班長)

今いただいた内容に関しては、また部会、それからワーキングでの情報収集を踏まえた上で、今後、できるように努めてまいります。

(知花えりか委員)

就労選択支援事業所の数が少ない課題について、立ち上げを検討している事業所のほとんどが就労移行かなというふうに感じている。A型とかB型も立ち上げを検討されることもあるようだが、就職の人数を3人以上出していないとかで、要件が当てはまらなくて、ほぼ就労移行なのかなと思う。県の指定基準で面積の要件があるかと思うが、これがだいぶネックになっていると話を伺っている。南部の中ポツセンターが国に確認して、国は面積の指定要件を求めているという回答をもらっているので、あと、南部の方かなり先行して、就労選択支援事業が進んでいると思うが、アウトリーチがほとんどということも聞いており、面積の要件という部分がどこまで必要なかっていうところも検討していただくと、事業所数が上がっていくのではないかと思う。

就労移行の事業所、令和3年は78事業所あったのが、令和7年は59事業所になっているとい書かれている。移行支援事業所がなくなると、就労選択支援事業所も生まれなため、やはり就労への訓練は必要と思っている。障害分野の今後、県としての訓練をどうするかという協議に携わっているが、委託訓練というところで、移行支援事業所を活用するのかの提案をさせていただいている。配置基準等兼ね合いはあると思うが、例えば、今、定員が満たない就労支援事業所があると思うので、定員の範囲内で委託訓練を受け入れてもらうようないろいろな検討がされるといいかなと思う。

(溝口哲哉委員)

ご意見いただいた就労選択支援については、そういう単体でやっていくってだけで考えてやれる事業なのかっていうのも思っているため、母体となる就労のサービスがしっかりあって、そこに手を伸ばせる事業なのかなというのがある。指定基準の問題は県の方で確認しながら、現場の方としては、そういう体制をどう作っていくか等盛り上げていかないと進んでいかないと思っている。

(事務局・名嘉班長)

各圏域の自立支援連絡会では、5圏域すべてに就労部会もありまして、そういったところの情報をいただきながら実際の制度設計の内容と、設備基準、人員配置基準がある中で、現実どうなっているのかと、そういったものを踏まえた上で、どこまで検討して動けるのかを整理しながら引き続き部会やワーキングの連携を取りながら精査していきたい。

(中島純一委員)

大都市圏以外の移行支援事業所が減っているのは、沖縄だけではない。分析をされるときに、ぜひ他県同規模の鹿児島等の障害部局とも連携いただいて分析をいただければと思う。大都市圏で非常に進んでいるのは、私たちの職業センターが職業準備支援でやっている講座を移行がすぐ取り入れる。その上で、例えばITに、在宅の就労に特化した支援を展開するとか、双極性障害に特化するとかいうような、非常に障害のある方の就労の次のモデルになるようなものがもう出てきていて、沖縄は中小企業団体同友会、経済界が非常に障害者雇用を一生懸命やられていたり、この雇用率を維持する、あるいは維持しつつ質を高めるためにも、福祉系就労サービスの沖縄県の担当部局の分析、舵取りというのが非常に大事で、10年の雇用率ですとか質を維持する大事な問題かと思っておりますので、大変だとは思いますが、貴部局と、あるいは労働局等々と行政サイドでの連携、分析をぜひお願いしたい。将来的な課題が出てくると予想がされるので、今のうちから分析をする必要があるという提案である。

(事務局・名嘉班長)

おっしゃる通り、各分野、経済界、各それぞれの取り組みの中で障害種目を絞って展開されている事例もあるかと思う。そういったものをまた頭に入れながら共有を図っていききたいと思う。

(増山幸司委員)

人材の確保というのが主要なテーマになっていると感じている。以前から継続して、相談員の定着という部分が指摘されているため、可能であれば毎年ごとの相談員の定着率みたいなもの、データが示されると議論を前に進めやすいのかなと思っている。市町村ごとの状況が把握できるとなおいかなと、定着率とか相談員の総数みたいなこともあったらいいのかもしれないと思うが、検討いただけたらなと思う。

資料の中で、基幹相談支援センターの設置によって、委託相談から人材がスライドして、その委託の方が空洞化してしまうと書いてあったと思うが、今、未設置の市町村があって、今から整備が進んでいく中で、見えている課題なので、その辺も各地域での共通認識として共有した上で、相談員の育成ということを改めて意識を揃えていけるといいのかなというふうに感じた。

資料とは全く関係のない部分になるが。精神障害者の医療費助成というのがある。現在、知的と身体障害を対象にした重度心身障害者医療費助成という制度があるが、これについては精神障害が対象外になっている。平成 29 年に精神障害者の適用を求める陳情を県議会の方に出させていただいて、採択をいただいているが、その後コロナのことなんかもあって話が止まっている。精神障害者の医療費というか、通院に関しては復帰の特別措置で通院とか薬代が無料になるというのはあるが、入院費であったりだとか、その他の診療受診も含めてという、その他の障害と同等にということですけど、医療費負担というのは、すごく地域の生活を継続する上でも、とっても大切な直結する課題ですし、障害種別による制度の格差みたいな観点からも、県として、改めて検討を再開して、課題として位置づけていただきたい。

(事務局・名嘉班長)

重度障害の医療費助成制度に関しては、3 障害の種目、精神と知的、身体の中にあって、知的と身体のみが対象になっている。話がありました陳情を踏まえた上での内容の整理を図りながら、今後どういう形で取り組んでできるかということは今一度振り返りながら展開していきたいと考えている。

(島粒希委員)

強度行動障害の方の受け入れなど、ほぼ入所施設を持っている社会福祉法人さんの方で受け入れをしており立派な状況にもなっており、中核的人材の育成など、その辺もすごく取り組んでいただき感謝している。その関連で、コーディネーターの皆さんに進捗状況というか、国は令和 8 年度末までの障害福祉計画の中で、拠点整備というのが出てきていると思うが、まずは基幹相談支援施設の設置というところもあったんですが、各圏域でこの拠点事業の進捗状況というか、とりあえずやってみるというよりも、かなり実現性があるようなところまで持っていけないと、なかなかうまく機能しないなというのが実感としてあるのでその辺のことをお聞きしたい。

また、私どもの法人が沖縄市から委託相談を受けているが、委託相談をやることで結構地域に埋もれている、サービスにもつながっていない方っていうのを掘り起こしができてきていて、どうしても自分の力や努力だけで生活を抜け出せないような支援が必要な方っていうのが、かなり出てきてはいるが住む場所っていうのが本当に無い状況。不動産屋が結構協力的だったにもかかわらず、いろんな状況ではじかれると住まいの問題というのがものすごく切実というか、一つの事例を言うと、もう立て直すので出て行ってくれっていうのが本当に 1 週間前ぐらいにつながった方、障害をお持ちとか、グループホームもないような状況のため、どの市町村もそうなのかわからないが、私どもの市では、サービスにつなげようとする、3 ヶ月待ち、4 ヶ月待ちというのが当たり前の状況で、これはもうそういう人が増えているというのと、市町村、行政がものすごく多忙ということもあるかと思うんですが、そういう状況になってきているので、居住の部分はすごく課題かなと思う。

先ほどから就労の件が出ていますが、国や沖縄県のホームページなどを見ると、総量規制とも取れるようなものがあるので、新規事業所がかなり入ってこれなくなるようなハードルの持ち方を国が示しているので、移行支援は、就労移行はどうなるかわからないですけども、B に関しては厳しいと感じている。

(津波古悟委員)

ご指摘のとおり、拠点等整備について各市町村の自立支援協議会からオファーを受けて勉強会をさせていただいている。イメージとして各市町村はできてきつつあるかなと思うが、今おっしゃっているように、実際には取り組もうといたら腰が重たいという実勢が続いているというところ。

次年度にかけて、拠点等整備と基幹相談を一对で研修計画していきますので、ぜひ何かあったら力を貸していただきたいと思っている。また、委託相談の空洞化っていうのは、非常に危惧しているところで、基幹を立ち上げようとする、基幹の力量というのは、5年から10年ぐらいの委託の経験がないとその役割を担えないため、どうしても人材がないから、必然的に基幹を立ち上げようとアプローチをかけると、委託相談を持ち上げる形になっており、委託の役割が空洞化しちゃうという実情が出てきているので、これは全国的にそういったところが出てきているので、やはりこの委託を育成していかないと、基幹だけではなく、不具合を起こしてしまう形が起きてしまう。人材育成に時間かかるということを改めて感じている。

(安村勤委員)

住まいに関する課題は切実だと感じている。ただ、障害の分野だけではどうしようもないというのが現状。ヒントはアウトリーチと連携、障害分野だけでなく高齢、貧困対策や他、県の居住支援協議会、市町村居住支援協議会、建設課等居住に関する分野との連携も重要。更には、地域住民との連携も大切。地域の人たちの情報が一番のポイントという声も聞いている。沖縄県内には眠っている物件はまだある様子、ただ足で探さないといけない状況にある。時間と動力がかかる。障害の分野だけでは難しく感じる。地域に足を運び、民生委員さん、区長さん等住民の情報をいただき住まいを確保しているのが現状。住まいに関する相談できる場、実際に家探しをお手伝いできる支援体制の構築等も必要があると考ええる。

(東金城彰一委員)

沖縄県の障害者の実雇用率が全国1というのは、今まで沖縄県に関してはA型事業所の利用者数も含めて算定していたはずだが、それは今回もA型を含めて出したものなのか、それとも他の都道府県のようにA型と一般企業の法定雇用率を別個にしたものなのか、もしA型の利用者数も重ねて実雇用率全国1とすることには違和感を覚える。

また、就労移行がなぜ少なくなったのかについて、当事者のあくまでも一個人の立場から言わせていただくと、就労移行支援事業所もA型事業所もB型事業所もそうだが、最終的な目標としては一般就労を掲げている中で、原則工賃が一銭も出ない就労移行を選ぶよりかは、A型ではたとえ最賃だとしても給料を、B型でもお手当程度の工賃がもらえて一般就労を目指せるのであれば、どこを選ぶかといったら、就労継続支援を選ぶよねっていうのが正直なところ。就労移行支援事業所でやっている訓練が、まるでオママゴトをしているような内容で一般就労につながるイメージが持てないというか、先ほど中島委員がおっしゃっていたように自己理解を深めるとか、そういう専門スキルを持った職員が非常に少ないということを当事者側が見抜いて見切ってしまったがために、就労移行にわざわざマックスの2年間、そしてさらに支援者があれこれ勝手な理由をつけてプラス一年だとか、そういった就労系事業所の当事者の希望を無視した事業所運営の為に困り込みに気付いているというのは、一点としてあるかなというふうに感じているところ。

私は今、権利擁護の関係で障害者とともに学ぶ相談員研修と、ピアサポーターの養成研修とかに関わっているが、先日のこの障害者とともに学ぶ相談員研修の中で出ていた意見をお伝えさせていただくと、相談支援専門員さんから出た意見としては、地域の自立支援協議会に挙げたものが、実際に議題として取り上げられているのかっていうフィードバックがないっていうのが非常に困ると。困っていることを挙げたはずなのにレスポンスがないよっていうところ。

また、当事者のご家族の方から出た意見は、一般の学校を受験するにあたって、様々な配慮はされるが、なぜか、タブレットの使用だけが認められないっていうのが地域が異なっても同じく出ていた。これは1件だけのレアケースじゃなくて、おそらくいろんな学校でされていることかなと。例えば発話が困難で自己PRが難しいとか、そういった時にタブレットで事前に自分はこういうっていう風なPRをするにあたって作って、それを面接の場で使っていていいですかっていうのを、それだけはどうしてもなぜか認められないっていうのが何件か出ていた。ご家族の方が言うには、それを障害福祉課の方に問い合わせ、これはどうなんですかと、合理的配慮の範疇じゃないですかって言ったら、これは差別的ですね

ってというのが障害福祉課の回答だったんだけど、毎回毎回教育委員会が壁ってというのが意見として出されていたのを付け加えさせていただきたい。

(中島純一委員)

実雇用率は A 型も入っている。これは他県も同様となっている。そういった条件の中で、1 位というのは、福井県も高いが、やはり県内の業績管理ですとかがいいというのが、私は非常に支援者として全国を動いていく中で実感している。就労支援が悪いということではなくて、保険でこれをターゲットにしていくということを目指している移行支援事業所が出てきている都道府県もあるということなので、今おっしゃったような制度の構造的な問題であれば、県の担当局の中で分析された上で、やっぱり厚生労働省にきちんと提言していくことが、結果的には大事になってくるんじゃないかなというふうに思っている。

(赤嶺信吾委員)

私の部署は特別支援教育の担当なので、高等学校の入試とは別にはなるが、合理的配慮については、やはりお一人お一人の状態があると思うので、中学校側から出された資料をもとに、配慮しているところであり、中学校といろいろやり取りをしながら、個別に相談を行っているところである。タブレットの話があるが、一律にタブレットはダメだと言っているわけではなく、きちんと状況を踏まえて対応しているというふうに聞いている。今後も、この合理的配慮について意見がある場合には、出身中学校を通していろいろやり取りしていただければと思う。

(事務局・名嘉班長)

東金城委員の方からお話いただいた各市民とか県民の方の声についてのものに関しては、教育、保健の分野、医療の分野それぞれあるが、いただいた内容に関しては、市に施策を推進するにあたっての貴重なものというふうに捉えているので、引き続き情報交換しながら前に進めていきたいと考えている。

(ツァイ スファン委員)

強度行動障害について、最近、一人暮らしの相談が増えており、この強度行動障害の申請は、指定の事業所からアセスメントを取らないといけませんが、アセスメントを取る事業所に料金が発生するのかが気になっている。市町村で決まっているのであれば、アセスメント1件でいくらか分かるようにし、ボランティアではなく仕事としてお願いできる環境にしてほしい。先ほど学生さんの就労も同じようにアセスメントが先取る、でもこの事業所は使わないという流れが多いが、関係性がある上で書いてもらうので、もしこの法律の中に決まっているのであれば、是非考えてほしい。

就労について、IT 産業とか在宅ワークを推進する事業所が増えてはきており、介助が必要な方たちが在宅ワークに推進されてはいるが、在宅ワークをすると、ご家族の付き添いが自分で頑張ってくださいということが起きている。事業所のコストが変わってはいない、人事配置は変わってはいない、でも、どんどん受け入れはできます。という現状が起きている。学校から推進されて在宅ワークをしている方が何名かいて、水が飲めない、トイレはいけない等の現状が起きているのでこの就労中の介助の提供は事業自体必ず提供するかどうか自由で決められるかどうかを知りたい。

就労 B について、特別支援学校から就労 B に通っている学生で、自分は仕事をしていると思っているが、携帯の契約に行くとき、家を借りるとき、いろんな手続きするときにはじめて自分が労働契約はしておらず無職であるとするケースがある。あくまで仕事の練習をしている場所であることを学校の先生から本人にしっかり伝える必要がある。

最近、軽度の知的障害の特定支援学校の先生から、カリキュラム上高校とカウントされないが、生徒が大学に行きたいと話しており、どうやって本人に言えばいいのか悩んでいるとの相談を受けた。本人に対し、今どんなところでどんなサービスを受けているのかをしっかりと伝えるべき。

権利擁護部会のアンケートについて、自分たちも民間バージョンを今作ってはいるが、このアンケートの障害当事者の人数が非常に少ない。多分事業所とかいろんなところで配布しており、スタッフまでは書いてもらっているが、質問が難しい。難しいので、時間をかけて当事者一人一人に付き添い、説明して、これはこの意味だよということ伝えて上で、やっと解答ができるので、時間がない中で障害当事者の方に書いてもらうように、工夫していきたいと思う。

(事務局・名嘉班長)

行動障害の評価の件に関して、料金が発生するかどうか確認していく必要があると考えている。その一方で強度行動障害を市町村が決定するにあたっては項目を満たす必要があり項目をきっちり評価でき

る方についてはこの当事者の方の相性やスキルが求められているところがあるため、そういったもののミスマッチが出ないように市町村にも情報をお届けしながら、向上させていく必要があるかなど。ちなみに、強度行動障害の取り組みに関しては、県においてもワーキングの方を強化する中で、広域的な支援を作っていければなど考えている。また来月、強度行動障害のワーキングを予定しているため、そういった場においても委員の方には周知を図りながら、常に改善していきたいと考えている。

B型の当事者の方についての受け取り方については、移行支援の観点になるかと思う。実際サービスを提供するにあたり、相談支援員の方、また学生から就労あるいはB型を利用するというにあたっての位置について、そういったものをきちんと説明して、当事者のご判断と決定のもとに、サービスを展開していくのが基本的な考えのため、それが十分図られるように、教育現場、また、市町村のサービス利用についての相談員の周知等も今後図っていければなど考えている。

(事務局・又吉)

ツァイ委員からご指摘があったように、障害の当事者の方、支援者の協力が必要になってくるというのはワーキングでもご意見で出ていた。障害のある方については、3種類アンケートを用意しており、表現が柔らかく分かりやすいものと、レビューを振ったものと、通常版ということで3種類ご用意しておりますが、やはり当事者の方、回答中にあたっては支援者のご協力が必要になってくると思う。先日も事業者さん宛てに約2000弱ぐらい、ITサポートの協力を得てファックスを振ったところですが、その時も回答と併せて支援もお願いしますということで依頼をしているところ。県事務局においても、引き続きまだ期間が残っておりますので、回答のみならず、この支援の方も含めてご協力をお願いしていきたい。

(溝口哲哉委員)

障害当事者さんの視点に立って、福祉サービスを考えていくっていう視点はとても重要だと思うので、いただいた意見をワーキングの中とか部会の中にも反映させていきたい。

(仲村祐歌委員)

就労部会の報告のところ、行政の困りごととして、障害者雇用のニーズの把握が困難というところが報告としてあったが、私たちの方もそれはとても非常に感じている。北谷町においては観光業が非常に多いので、今後、就労支援事業所と観光産業をつなげる取り組みを宿泊税を活用してできないか検討している。もし好事例などがあれば、横展開していただきたい。よく農福連携というのがありますが、観光と福祉の連携とか、何か好事例があれば教えていただきたい。

続いて権利擁護部会について、権利擁護部会の報告書の方で課題の多い教育分野っていうような報告があったが、実は保育の分野でも課題が多いのではないかと感じている。うちの子ども家庭課において保育所において特別支援児の受け入れが消極的な保育所があることで、非常に困っている。今後、障害福祉分野から保育の分野に何かしらの働きかけが必要ではないかと考えている。

最後に、住まい地域支援部会について、北谷町においても、この居住の問題というのは非常にクローズアップされており、北谷町の自立支援協議会の居住支援ワーキングにおいて、計画相談に対してアンケートを行っている。その中で、居住の確保もそうだが、やはり生活支援ニーズの方が高いということが分かったので、今後、福祉課の方では、この住宅部局と連携して不動産事業者の訪問を予定している。町の方でも、個別に不動産事業者の方に訪問して、いろいろニーズを聞き取るという取組を進めていくが、ぜひ部会の方においても、次年度の取組計画にあるように、不動産関係者、市町村居住支援協議会への参加を通して、県全体にこの取組を広げていただきたいと思う。

(安村勤委員)

伊平屋村では商福連携を行っている。福岡県のうきは市よりキチココどら焼き専門店のパティシエに島に来てもらい、村名産の黒糖を使ったお菓子を開発している。障害をもつ方々と一緒に作業等を行っている。

(知花えりか委員)

北部のナカポツセンターさんだったり、恩納村の就労部会が、恩納村の観光協会と連携して、ホテルの見学、事業所さんを集めて、ホテルの見学ツアー、お仕事ってどんなものがあるかなという見学ツアーを開催している。中部は北谷町、私たち管轄なので、もしご相談があれば協力させていただきたい。実際に雇用も生まれたと報告を聞いている。

(事務局・又吉)

保育の分野でも課題があるということで、実際、条例の中身についての検討はまた次年度行っていくので、今回そういった意見があったということをもた共有して検討していきたい。まさにそういった今ある課題をアンケートで拾っておりますので、そういった部分も含めてご回答いただきたい。

(安村勤委員)

住まいに関しては、不動産の皆さんと協力する必要があるが、北部圏域の部会に不動産を招聘した。その際に、入る時と入った後も継続して支援する必要があるが、さらに大事なことは、出るときの支援が重要であるという話があがった。出るときの支援をどこでやるか。我々は入り口から出口まで一緒に考えていく必要がある。不動産業の方からは、住まいに関する相談窓口を一本化してくれると非常に相談しやすいといった意見を受けている。

(小浜ゆかり委員)

保育園の方で特別支援の児童の受け入れについて、他の市町村とかでもそういう傾向がある。保育園の経営者の考えによっても変わるが、特に児童発達支援っていう事業が拡大して考え方とかあり方も、事業所によってバラバラで、保育園の方もそこに行かせとけばいいみたいな形で、自分たちの役割ではないっていう風な傾向になってきているなど。放課後等デイサービスでも一緒だが、気になる子がいれば学校が放課後等デイサービス利用したらみたいな形で、どんどん、新たな分離が生まれているところも大きな課題だというふうに認識をして、今取り組んでいる。その中で、こども家庭庁が目指している子どもの権利条約をしっかりと知らせていくとか、一緒に育ち合うっていくことと、障害児って見るのではなく、子どもとして等しく、どの子にも同じ権利を保障するっていうのが私たちの役割ですっていうことを子どもに関わる職種の人だけではなく、保護者とか一般の方々にもそれを知らせていくっていうことが大切というところを研修伝えているというのが今の段階です。それを各市町村のこどもを見る担当課の方々がやっぱり同じように保育士の皆さんとか、学校の先生も含め、同じ目標に向かって意識を変えていくっていう必要があると感じて、研修等を考えているところ。

また、令和 8 年度に児童発達支援センターがそういった中核機能を持って各市町村の中で研修を打ったり、事業所の人材育成も含めやっていくっていうふうな図式にはなっているので、それがどんな風に設置されて、どういう議論になっていくかっていうところも大きな点になるのかなというふうに思っている。

(津波古悟委員)

視点は変わるが、今、放課後等デイサービスには 5 領域であるとか、移行支援であるとかっていう形のもの勉強会をされているので、放課後等デイサービス等々は少し意識は高くなっているのかなと思う。教育の研修の計画の中に福祉との連携っていう風な形でうたった方がいいかなと。そういった研修会を企画されているときには、先生方が非常に多く参加されており、各部署の方で企画をしていただいて、福祉のところ、今の放課後等デイサービスの仕組みというのは、家族支援と移行支援とご本人のご領域の支援はしっかり謳わないといけないとなっていて、特に移行支援の場合は、児童の場合は保育園に行くという形のもの。そうすると、この受け入れ先の点検も必要になってきますよねという形のことを研修の中で知っていただきたいと思って、福祉側が研修企画をして呼びかけるのですが、なかなか先生方も参加できないし、保育の現場も参加できないという状況があるから、ここの部署の方で企画をして、福祉の方々が入ってもらおうという相協力ができれば、もうちょっと充実した研修会ができるかなと考えているところ。

(北島部長)

ご出席いただいていた吉永委員につきましては飛行機の都合で途中退席ということになりましたのでご了承ください。委員の皆様、貴重なご意見を大変ありがとうございました。

(2) その他

(島粒希委員)

2 時間でこれだけ貴重な意見を出して、それにレスポンスで答えるとかってというのが無理じゃないのかなと。委員としての意見を提出して、それに対してアドバイザーなり県の皆さんで協議していただいて、こういう形になりますっていうのをもらうやり方やもうちょっと深く話を聞きたいというのであれば、部会に呼んで意見交換するなりなど、少し協議会のやり方を変えてもいいのかなと感じた。

もう一つ、資料をデータでいただいているが県の皆さんも大変じゃないかなと思うので、紙の資料はいいのかなとも感じた。

(北島部長)

協議会の持ち方、やはり貴重なこれだけのご意見があるので、事前に回答を送る形式にするのか、また事務局の方でしっかりと調整してまいりたい。それからデータの方も、皆さんのご意見が賜れば、紙の方がいいという方がいらっしゃれば、紙で、デジタルの方で構いませんよという方であれば、デジタルの方でお送りするというような工夫も今後させていただければと思う。

また冒頭でお話しいたしました令和 8 年度県部会活動計画というのがございましたけれども、こちらの方、沖縄県障害者自立支援協議会部会設置要領第 5 条第 5 項に基づきまして、協議会の承認を得る必要があるというふうに規定している。それにつきまして、本活動計画、承認としてよろしいでしょうかという問いかけをしたい。

では、承認を得たということで、ありがとうございました。それでは、本協議会でいただいたご意見を踏まえて、令和 8 年度県部会活動計画に基づき、各部会の取り組みや各県域自立支援連絡会の活動及び相談支援体制整備の取り組みを引き続き実施してまいり、障害福祉施策の推進に努めてまいりたい。